

2025年度 法科大学院

第1期入学試験問題

1時限

憲法

(論文式)

試験時間 50分

注意事項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. この問題冊子の1ページから問題が掲載されています。
3. 試験時間中に問題冊子の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁及び解答用紙の汚れ等に気付いた場合は手を挙げて監督に知らせてください。
4. 解答用紙には解答欄以外に記入欄がありますので、監督の指示に従ってそれぞれ正しく記入してください。
5. 解答は、必ず解答用紙の解答欄に記入してください。解答用紙の解答欄以外に記入された解答はすべて無効とします。解答用紙の裏面を使用する場合は「裏面に続く」と記載してください。
6. 解答用紙は各1枚しか配布しません。複数枚請求されてもお渡ししません。
7. 貸与した六法以外の参照は一切できません。
8. 試験問題の内容等について質問することはできません。
9. 問題冊子の余白等は適宜使用してかまいませんが、解答用紙の解答欄以外に記入された解答は無効とします。
10. 試験終了後、問題冊子は持ち帰ってください。

[憲法]

つぎの文章を読んで、後掲〔資料〕も参照しながら、設問に答えなさい。

※なお、法律の条文等は算用数字で記し、判決文の引用や条文の内容における促音を表すひらがなは小書きとしている。

最高裁判所昭和50年4月30日大法廷判決（最高裁判所民事判例集第29巻第4号572頁。以下「本判決」という。）では、当時の薬事法（以下、〔資料〕及び設問の箇所を除き「同法」という。なお、同法は平成25年法律第84号により、現在は「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」と題名変更されている。）の特定の規定の合憲性についての判断が下された。

同法は、医薬品等に関する事項を規制し、その適正をはかることを目的として制定された法律であるが、薬局については、その第5条において都道府県知事の許可がなければ開設をしてはならないと定められ、その第6条においてその許可条件に関する基準が定められていた。また、医薬品の一般販売業については、その第24条において許可を要することと定められ、その第26条において許可権者と許可条件に関する基準が定められていた。このうち、薬局の開設の許可条件に関する同法第6条（この規定は薬局の開設に関するものであるが、同法第26条第2項において医薬品の一般販売業に準用されている。）は、第1項第1号において薬局の構造設備につき、同項第1号の2において薬局において薬事業務に従事すべき薬剤師の数につき、そして同項第2号において許可申請者の人的欠格事由につき、それぞれ許可の条件を定め、第2項においては、設置場所の配置の適正の観点から許可をしないことができる場合を認め、第4項においてその具体的内容の規定を都道府県の条例に委任していた（次頁〔資料〕参照）。そして、この適正配置の基準として、本判決の事案で問題となった県条例は、既設の薬局などの設置場所から水平最短距離でおおむね100メートルの距離が保たれていることを要するとし、これについては調剤の確保や医薬品の適正な供給に影響を与える人口や交通事情などを考慮すべきこととしていた。

上記同法第6条第2項及び第4項の適正配置規制に関する規定は、昭和38年法律第135号「薬事法の一部を改正する法律」により、新たな薬局の開設等の許可条件として追加されたものであるが、この改正法律案の提案者は、その提案の理由として、一部地域における薬局等の乱設による過当競争のために一部業者に経営の不安定を生じ、その結果として施設の欠陥等による不良医薬品の供給の危険が生じるのを防止すること、及び薬局等の一部地域への偏在の阻止によって無薬局地域又は過少薬局地域への薬局の開設等を間
(次頁につづく)

接的に促進することの2点を挙げ、これらを通じて医薬品の供給（調剤を含む。）の適正をはかることがその趣旨であると説明していた。

〔資料〕薬事法（昭和35年法律145号）第6条第2項及び同条第4項
（昭和38年法律第135号の改正によるもの）

第6条第2項 前項各号に規定する場合のほか、その薬局の設置の場所が配置の適正を欠くと認められる場合には、前条第1項の許可を与えないことができる。ただし、当該許可を与えない場合には、理由を附した書面でその旨を通知しなければならない。

同条第4項 第2項の配置の基準は、住民に対し適正な調剤の確保と医薬品の適正な供給を図ることができるように、都道府県が条例で定めるものとし、その制定にあたっては、人口、交通事情その他調剤及び医薬品の需給に影響を与える各般の事情を考慮するものとする。

設問

上記文章に記された薬事法の諸規定のうち、適正配置規制に関する第6条第2項及び第4項の合憲性につき、本判決の判断を踏まえて、検討を行いなさい。